

(4) 兼城地区

1) 地区の成り立ち

- ・兼城地区は兼城村として明治 41 年に島尻郡の自治体として誕生した。それ以前にも兼城間切としてあったが、これには糸満や照屋が含まれていた。
- ・明治 41 年から昭和 36 年まで兼城村としての地区が形成されていたが、昭和 36 年に 1 町 3 村の合併、さらに昭和 46 年に糸満市となった。

【人口・世帯】

資料：国勢調査（R2 年）

【面 積】約 622ha
【世 帯 数】3,225 世帯
【人 口】9,403 人
【人口密度】約 13.7 人/ha

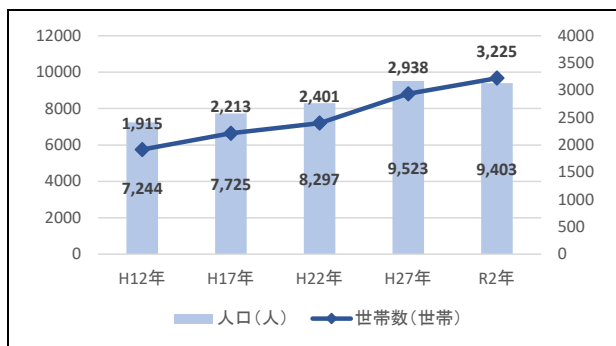
【人口の推移】

平成 12 年	7,244 人
平成 17 年	7,725 人
平成 22 年	8,297 人
平成 27 年	9,523 人
令和 2 年	9,403 人

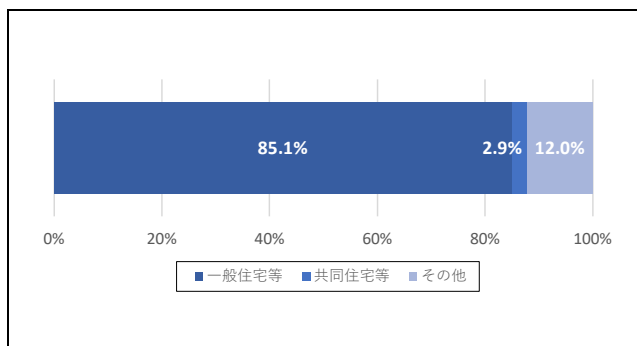
【人口増加率】

6.6%
7.4%
14.7%
-1.2%

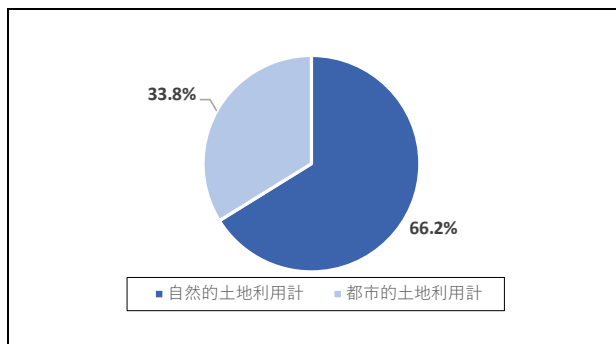
【人口・世帯数推移】 資料：国勢調査（H12～R2 年）



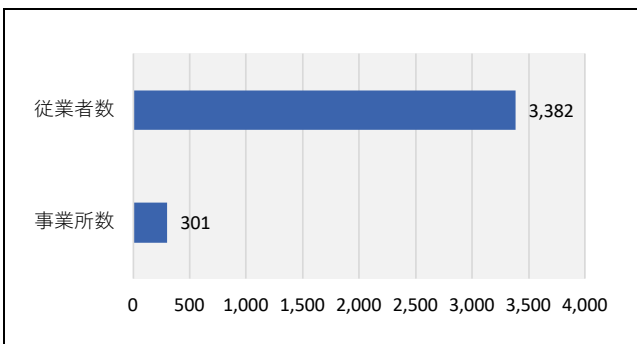
【建物】 資料：都市計画基礎調査（H28 年）



【土地利用】 資料：都市計画基礎調査（H28 年）



【事業所数】 資料：経済センサス（R3 年）



公共公益施設

小学校 1 校	高校 なし	集会場 11 施設	社会福祉施設 4 施設	文化体育施設 なし
中学校 1 校	その他学校 1 校	公園 7 カ所	行政施設 1 施設	その他 1 施設

地域の文化財など

国・県・市指定文化財	1 カ所	埋蔵文化財	16 カ所	御嶽	14 カ所	その他	6 カ所
------------	------	-------	-------	----	-------	-----	------

2) まちづくりのテーマ(将来像)

都市近郊としての秩序ある里づくり ～新しい息吹の感じる住環境整備～

<背景>

兼城地区は市域の北部に位置し、農村地域ではあるが豊見城市の市街地に隣接することから、都市的土地利用の動向が顕著な地区となっています。

復帰前後から官公庁関連の住宅団地や一戸建て分譲住宅開発が進んでおり、広域幹線道路の整備の進展や都市近郊という立地条件から今後とも都市的土地利用の進展が予想される地区です。

今後は、基盤整備が整った集団農地や丘陵地と調和した集落居住環境の維持・育成など、これまでの農村地区としての農的環境と、都市近郊の立地特性や広域幹線道路整備の進展などを有効に関連づけた住環境整備が課題となっています。

3) 整備の方針

①生活基盤、地域資源の保全、整備、快適性の向上に関する方針

<市街化区域の外縁部にある集落環境を活かした整備>

武富、北波平は市街化区域に隣接しています。その特徴を活かした以下のような整備を目指します。

- 市街化区域に隣接する武富、北波平は、地区計画の導入や市街化区域への編入等を見据え、既存集落との調和のとれた宅地誘導や地域住民の生活利便性の確保のため、都市的土地利用の推進を図ります。(武富区画整理事業との一体的な整備)
- 阿波根地区の土地改良事業によって設定された非農用地について、地区計画等の導入を図り、良好な住環境の整備を図ります。
- 斜面緑地、武富・北波平の背後丘陵の保全、整備を促進します。(丘陵、斜面緑地の保全)
- 道路、下水道などの都市基盤の豊見城市との広域連携による整備を促進します。また阿波根の一部では都市化が進んでいますが、既存の集落環境を活かした整備を促進します。

<座波・賀数の周辺地域も含めた整備>

座波・賀数は県道沿線の宅地化が進み、農用地的利用との調整が急務となっていることを踏まえて、以下のような整備を促進します。

- 地区計画の導入や市街化区域への編入等を見据え、都市的土地利用と自然的土地利用を線引きした適正な土地利用の誘導を図ります。
- 座波ガー、背後丘陵などの地域資源の保全、活用を促進します。
- 畜舎など農地と宅地の調整を図ります。(農地と宅地のすみ分け、計画プランの作成)

②道路、その他の整備に関する方針

＜生活幹線としての集落間道路の整備＞

子どもの通学路として座波・賀数への道路が必要であり、地区内移動のための生活の道が必要です。幹線道路と併用して集落間の生活道路のネットワークを定め、以下のような整備を行います。

- 集落間での道路のネットワーク形成を促進します。
- 地域の見守り活動等との連携により、通学路としての安全な歩行空間・通学環境の確保を促進します。
- 奥武山米須線の緑陰、ポケット広場の拡充を図ります。

＜集落内における生活道路の整備＞

- 集落内における生活道路の整備を促進します。
- 集落内の狭あい道路の整備を促進します。

＜報得川の活用、整備＞

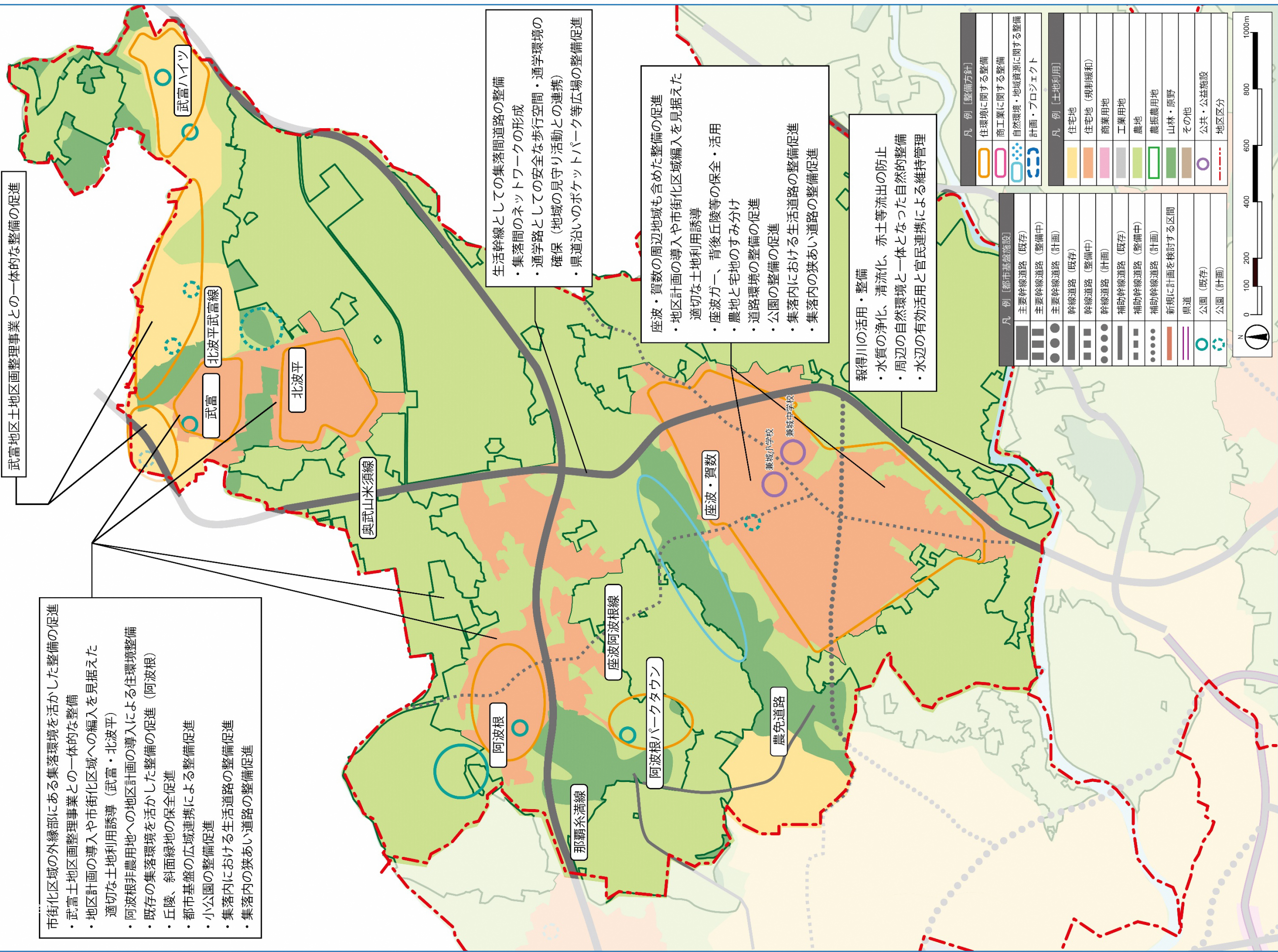
潮平地区から続く報得川の整備を促進し、加えて特にこの地区においては以下のような整備を進めます。

- 水質の浄化、清流化、赤土等流出の防止を促進します。
- 周辺の自然環境と一体となった自然的な整備を促進、水辺の有効活用を図るとともに、官民連携による維持管理に取り組んでいきます。(自然的なポイント、遊歩道の整備)

地域別構想図：兼城地区

- 市街化区域の外縁部にある集落環境を活かした整備の促進
- ・武富士地区画整理事業との一体的な整備
 - ・地区計画の導入や市街化区域への編入を見据えた適切な土地利用誘導（武富・北波平）
 - ・阿波根非農用地への地区計画の導入による住環境整備
 - ・既存の集落環境を活かした整備の促進（阿波根）
 - ・丘陵、斜面緑地の保全促進
 - ・都市基盤の広域連携による整備促進
 - ・小公園の整備促進
 - ・集落内における生活道路の整備促進
 - ・集落内の狭あい道路の整備促進

武富地区土地区画整理事業との一体的な整備の促進



- 生活幹線としての集落間道路の整備
- ・集落間のネットワークの形成
 - ・通学路としての安全な歩行空間・通学環境の確保（地域の見守り活動との連携）
 - ・県道沿いのポケットパーク等広場の整備促進

- 座波・賀数の周辺地域も含めた整備の促進
- ・地区計画の導入や市街化区域編入を見据えた適切な土地利用誘導
 - ・座波ガー、背後丘陵等の保全・活用
 - ・農地と宅地のすみ分け
 - ・道路環境の整備の促進
 - ・公園の整備の促進
 - ・集落内における生活道路の整備促進
 - ・集落内の狭あい道路の整備促進

- 報得川の活用・整備
- ・水質の浄化、清流化、赤土等流出の防止
 - ・周辺の自然環境と一体となった自然的整備
 - ・水辺の有効活用と官民連携による維持管理

凡 例 [整備方針]	
	住環境に関する整備
	商工業に関する整備
	自然環境・地域資源に関する整備
	計画・プロジェクト
凡 例 [土地利用]	
	住宅地
	住宅地（規制緩和）
	商業用地
	工業用地
	農地
	農振農用地
	山林・原野
	その他
	公共・公益施設
	地区区分

